

1 議事日程(5日目)

[平成16年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成16年12月17日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第59号 市道路線の廃止について(建設経済常任委員会)
- 日程第2 議案第60号 市道路線の認定について(建設経済常任委員会)
- 日程第3 議案第80号 太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について(建設経済常任委員会)
- 日程第4 議案第81号 太宰府市個人情報保護条例の制定について(総務文教常任委員会)
- 日程第5 議案第82号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第6 議案第83号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第7 議案第84号 太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について(建設経済常任委員会)
- 日程第8 議案第85号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第9 議案第86号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について(各常任委員会)
- 日程第10 議案第87号 平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第11 議案第88号 平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第12 議案第89号 平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第13 議案第90号 平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第14 請願第4号 早期に中学校完全給食の実施を求める請願(総務文教常任委員会)
- 日程第15 請願第11号 良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願(環境厚生常任委員会)
- 日程第16 意見書第8号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書(建設経済常任委員会)
- 日程第17 意見書第9号 WTO・FTA交渉に関する意見書(建設経済常任委員会)
- 日程第18 議員の派遣について
- 日程第19 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	石橋正直
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	花田勝彦
総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	建設課長	武藤三郎
上下水道課長	宮原勝美	教務課長	井上和雄

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	木村洋
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	高田政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第1、議案第59号「市道路線の廃止について」及び日程第2、議案第60号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1及び日程第2を一括議題とします。

日程第1及び日程第2は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 皆さん、おはようございます。

12月3日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第59号「市道路線の廃止について」及び議案第60号「市道路線の認定について」につきましては、12月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、まず執行部の補足説明を受け、現地調査を行い審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第59号「市道路線の廃止について」を報告いたします。

今回廃止を提案している「正尻・紺町線」は、御笠川災害復旧助成事業に伴う下川原橋の架け替えにより、この市道に平均幅員9.5mの道路、約470mを追加し、議案第60号で市道路線の認定を提案する「正尻・川久保線」として道路を整備するため、国分一丁目425番1から国分字紺町364番3までの総延長324.82m、平均幅員11.98mを一度廃止するものであるとのことです。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第59号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第60号「市道路線の認定について」を報告いたします。

今回認定する路線は、「正尻・川久保線」と「家の前・今王線」の2路線であり、「正尻・

川久保線」は国分一丁目425番1から大字吉松39番1までの総延長794.82m、平均幅員10.51mで、先ほど議案第59号「市道路線の廃止について」を報告しました「正尻・紺町線」に平均幅員9.5m、約470mを追加して、道路を整備するとのことです。

「家の前・今王線」は、高雄一丁目3789番12から高雄一丁目4196番2までの総延長145.00m、平均幅員10.50mで、高雄台地区と梅香苑地区を結ぶ現在の道路が狭小であるため、新規に道路整備をするとのことです。

質疑において、「家の前・今王線」については、関係地権者全員の理解をいただき、道路完成に努力していくとのこと、また、その際不動産鑑定価格を基本とした金額で買収していく考えであることを確認いたしました。

本議案についての質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第60号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第59号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第60号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第59号「市道路線の廃止について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第59号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時05分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第60号「市道路線の認定について」討論はありませんか。

6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 通告をしておりますでしたが、ここの路線に関しまして、一部近くに水田を持っておられる方が生活道路が使えなくなるのではないかとということと、もう一つ水利、水を水田に供給するのを阻害されるようなことはないかとということで非常に疑問を持って

あるということを聞いております。その辺のことを十分に理解を得ながらこのことを進めていただきたいということを要望しまして、賛成といたします。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第60号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時06分

~~~~~

日程第3 議案第80号 太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第3、議案第80号「太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 12月3日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第80号「太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について」につきましては、12月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業については、昭和52年10月に県知事の認可を受け、同年条例第29条で施行規程が設定されておりましたが、平成8年度換地処分が終了し、その後の清算事務についても完了したため、施行規程を廃止するものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第80号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第80号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時09分

~~~~~

日程第4 議案第81号 太宰府市個人情報保護条例の制定について

議長(村山弘行議員) 日程第4、議案第81号「太宰府市個人情報保護条例の制定について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 12月3日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第81号「太宰府市個人情報保護条例の制定について」につきましては、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その主な審査内容と結果を報告いたします。

本条例は12回に及ぶ太宰府市個人情報保護制度審議会の答申を受け、市の機関が保有する個人情報について、自己の個人情報の開示と訂正等を請求する権利を保障するとともに、収集、利用等に関する適切な取り扱いを明確にし、その実効性を確保することを目的に制定するとの執行部の説明を受け、審査を行いました。

情報の収集は、本人から収集することと、個人情報の開示請求は本人しか認めないことが原則になっております。

委員の質疑とそれに対する執行部の説明の主なものは次のとおりです。

市役所内部での業務で、他の課が保有する情報を目的外の利用として提供を受ける場合は、業務が遅滞するおそれはないかとの問いに対して、基本的にはその都度所属長の判断が要るが、現在行っている通常業務に必要な提供については、一括して審議会に諮り意見を聞くなど、余り時間をかけない方向で処理していくとのことでした。

各課からデータベースへのアクセスの制限や電算室への入退室の制限はどのようになっているかとの問いに対しては、各課からデータベースへのアクセスの記録を電算処理を委託している業者で把握できるようにしたり、電算室への入室に当たっては、指紋認証システムを採用するなど、不正防止に努めているとのことでした。

第16条で、実施機関は当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否す

ることができるとなっているが、それがどのような場合に当てはまるか、規則などで具体的に明文化されるのかとの問いに対して、運用等については、この条項をもって解釈していくとのことでした。

また、委員の意見で、実施機関の職員の不正に対する罰則規定が地方公務員法の守秘義務違反に対する罰則規定よりもはるかに重くなっていることに対して、委員から大量の個人情報を持ち出すことは重大な犯罪であることから適当であるとの意見などがありました。

執行部から出された資料に基づき、慎重審議を終え、討論はなく、採決の結果、議案第81号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第81号についての報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分

~~~~~

日程第5と日程第6を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第5、議案第82号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第6、議案第83号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5及び日程第6を一括議題とします。

日程第5及び日程第6は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求

めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 12月3日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第82号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第83号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」につきましては、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き審査しましたので、その審査内容と結果を報告いたします。

議案第82号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」報告します。

この条例改正は、さきに報告しました議案第81号「太宰府市個人情報保護条例の制定」に伴います審査会と審議会の設置を行うために、議決を求められたものです。新しく設置される情報公開・個人情報保護審査会の委員は5名で、情報公開・個人情報審議会の委員は7名で、それぞれ識見者と一般公募により半数程度ずつで構成することです。

本議案に対する質疑、討論もなく、採決の結果、議案第82号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」報告します。

この議案につきましては、議会全員協議会で執行部から具体的に説明がございましたことから、委員からの質疑、討論はありませんでした。採決の結果、議案第83号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第82号及び議案第83号についての報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第82号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第83号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第82号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第82号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第83号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第83号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分

~~~~~

日程第7 議案第84号 太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について

議長(村山弘行議員) 日程第7、議案第84号「太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番(佐伯 修議員) 12月3日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第84号「太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について」につきまして、12月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

今回の改正は、10月1日に開館した太宰府市地域活性化複合施設の愛称を市民から提案された「太宰府館」としてありますが、太宰府を積極的にPRすることに努めていくために、「太宰府館」という名称を条例に基づく正式名称として、「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館」に改めるものです。また、執行部からの補足説明の中で、開館後の来館者数の報告があり、10月は約2万4,000人、11月は1万7,000人だったとのことでした。

質疑において、委員から12月3日の本会議で福廣議員からの質疑でもありましたように、「太宰府館」という名称がわかりにくい名称であり、何をやっているのかわからない。別の愛

称を考えることはできないのか。開館直後ということで多くの方が訪れているとは思いますが、今後職員一人ひとりが営業マンとなり、いろいろなところにPRをしていただかないと、来館者数はどんどん減少していくのではないかと。また、観光客の回遊性を高めるための取り組み等についての質疑がありました。

執行部からの回答として、開館当初は問い合わせに対し、「太宰府館」という名称では意味が通じなかつたりしたが、その後パンフレットを作成し、PR等を行い、現在では「太宰府館」という名称が広く定着してきたのではないかと感じている。また、愛称等については、今後いろいろな方の意見を聞いて検討する必要があると考えるが、まずは「太宰府館」という名称を広めていきたいとのこと。PR不足については、厳しい意見と受けとめ、目線を変え、積極的に努力していくとのこと。

回遊性を高めるための取り組みとしては、太宰府展示館で受け付けされている史跡解説依頼を太宰府館でも行っているが、史跡解説員の方をはじめその他の団体の方にもお願いし、来訪者を太宰府館から市内へ誘導していく方策を検討しているので、今後具体的に詰めていきたいとのことでした。

本議案に対する質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第84号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第84号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時23分

~~~~~

日程第8 議案第85号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第8、議案第85号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 12月3日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第85号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」につきましては、12月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の条例改正は、都府楼保育所が平成18年4月1日より社会福祉法人「飛鳥会」に移譲されることに伴うものです。

本議案に対する質疑はありませんでしたが、討論において、保育所の民営化は公的責任の放棄、福祉の切り捨てであり、賛成することはできないとの反対討論がありました。

採決の結果、大多数賛成で、議案第85号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がっておりますのでこれを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ただいま委員長からも報告がありましたけれども、この議案は都府楼保育所の民間移譲に伴う条例改正ですので、保育所の民営化についてはその目的が人件費の削減で、自治体の負担を減らそうという自治体リストラの一環であり、公的責任の放棄及び福祉の切り捨てということから、これまでも民間委託については反対の意思を表明してまいりましたので、この議案には賛成できません。しかし、実際民間移譲の話は進行しておりますので、3点要望をしておきたいと思います。

1つに、子どもの精神に影響のないように、ならし保育の期間を一概に決めずに十分な時間をとること。

2つ目に、市の説明では民営化する理由として、子育て支援策の充実を上げておられました。が、子育て支援の充実については十分に市民の声を聞き、ニーズの高い支援策を実施すること。そして、またなおその法人が特別保育などの実施を行う場合には、そのために必要な補助

を行うこと。

3つ目に、障害を持つ子どもの保育を充実をさせること。

以上、この3点を要望いたしまして、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第85号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時27分

~~~~~

日程第9 議案第86号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

議長（村山弘行議員） 日程第9、議案第86号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 12月3日の本会議において各委員会に分割付託されました議案第86号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）」の総務文教常任委員会所管分については、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、執行部から項目ごとに説明を受け、その都度質疑を行いながら審査を行いました。

それでは、その審査内容と結果をご報告いたします。

まず、歳出審査における主なものとしましては、全款にわたり職員給与費の補正が計上されておりましたので、行政経営課長から一括して説明を受けました。補正の主な理由は、4月と7月の人事異動に伴う人件費の調整、及び10月1日に地方公務員共済法の一部が改正されたため補正したとのことでした。

2款1項7目15節工事請負費1,000万円の増額は、庁舎内で窓の落下事故が発生しているため、可動式窓の戸車を全部交換する費用と、庁舎内放送設備を一式更新する費用です。

2款3項2目23節過誤納金還付金2,594万円の増額のうち、約1,700万円は昭和49年の建築当時から非課税とされている固定資産に対し課税していた施設について、税法に基づく還付加算金を加え、5年分を還付するためとのことでした。

10款2項1目2細目の小学校管理運営費1,055万3,000円は、水城西小学校と太宰府西小学校の児童が増加傾向にあり、新年度から学級増となる予定で、児童用の机、いす、給食用食器、

冷凍庫などの購入費が必要となり、増額補正するとのことです。

10款5項6目17節公有財産購入費5,000万円の増額は、当初予算編成時から県を通じて国に対し、史跡地購入の増額要望を行っていたものが認められたためということです。

次に、歳入審査における主なものとして、16款2項1目の財産売払い収入の2,063万2,000円は、町の時代から所有していた史跡地を、県の災害復旧工事に係る原川災害関連緊急砂防工事の事業用地として福岡県に払い下げを行うとのことです。

21款の減税補てん債、臨時財政対策債については、それぞれ630万円の減額と1,720万円の増額ということで今年度分が確定したとのことです。

最後に、繰越明許費、債務負担行為補正、地方債補正については、質疑は特にあっておりません。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第86号の総務文教常任委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 12月3日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第86号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分につきましては、12月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

今回の当委員会所管分の主な補正は、歳出において職員の人事異動等により生じた職員給与費や事業確定等に伴う増額補正であり、主なものとしては通古賀地区整備関連事業に伴う工事設計業務委託料500万円。五条駅踏切付近に歩道を設置するための測量委託料と、吉松地区土居踏切付近の道路改良に伴う委託料、工事請負費、公有財産購入費2,360万円。佐野土地区画整理事業の来年度以降の予定していた建物移転補償等協議が調ったことに伴う建物移転補償費1億8,200万円などであり、歳入については佐野土地区画整理事業に伴う建物移転補償金の財源として、基金を取り崩して収入の財源に充てるものなどが補正されております。

それから、第2表の繰越明許費では、8款2項道路橋梁費の散策路整備事業費を9,312万円繰り越し、第3表の債務負担行為補正では、河川災害関連事業工事設計管理等委託料が3,000万円追加され、災害復旧公用車賃借料が357万6,000円に変更されております。

その中で、委員からの質疑が集中したのは、8款2項道路橋梁費のその他の道路改良関係費

の委託料に、県道筑紫野・古賀線の歩道設置のための測量委託料が計上をされていることでした。

今後の県道筑紫野・古賀線拡幅計画の福岡県との協議内容も含め、執行部に説明を求めたところ、今回、五条駅踏切付近のバッティングセンター跡地にマンション建設が計画され、歩行者の安全性を高めるためにも、マンション建設工事前に緊急に歩道を確保する必要があることから、以前、福岡県において計画されていた県道筑紫野・古賀線の五条交差点から君畑信号までの道路改良の時期等について、福岡県那珂土木事務所に確認したところ、太宰府市内での県道筑紫野・古賀線の道路改良は、五条交差点から五条駅入口信号までであり、その他の部分を緊急に拡幅するという計画はないということだったため、緊急を要する今回の歩道設置については、市で設置することを判断したとのことでした。

なお、松川交差点から筑紫野市六反までの県道については、将来太宰府市と筑紫野市に移管されることが考えられるため、その際、歩道の設置等、改良していただくことを条件に、筑紫野市と歩調を合わせ福岡県と協議していきたいとのことでした。

本議案についての質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第84号の建設経済常任委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 12月3日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第86号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）」の環境厚生常任委員会所管分につきましては、12月9日に委員全員出席のもと、委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出において、身体障害者ホームヘルプサービス利用者の増に伴う支援費680万2,000円、知的障害者施設訓練等サービス利用者の増に伴う支援費440万円、知的障害者デイサービス利用者の増に伴う支援費1,028万7,000円、保育所入所児童数の増に伴う私立保育所運営委託料4,117万5,000円、インフルエンザ予防接種の増に伴う予防接種委託料1,099万8,000円などが増額補正されており、歳入については主にそれに伴う補正となっております。

今回の補正では、障害者に対する支援費の増額が目立っており、その伸びについて尋ねたところ、支援費制度の定着により、身体障害者へのサービスに対する需要が年々増加しているこ

とが主な理由であり、この傾向は今後もずっと続くのではないかとの説明がありました。

また、委員より、保育所運営委託料の増額に関連して、待機児童への対応を尋ねたところ、現在市が把握している待機児童は47人であるが、潜在的な数を含めると100人以上いると思われる、現在のところ定員増で対応しているが、施設の増設あるいは新設でしか対応できなくなってきたとの回答があり、早急に待機児童対策について検討するよう要望いたしました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第86号の当委員会所管分につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで報告、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。報告のとおり議案第86号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時41分

~~~~~

日程第10と日程第11を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第10、議案第87号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第11、議案第88号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10及び日程第11を一括議題とします。

日程第10及び日程第11は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 12月3日の本会議において、環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第87号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、議案第88号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」につきましては、12月9日に委員全員出席のもと、委員会を開催し審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、国民健康保険事業特別会計については、主に一般被保険者及び退職被保険者が増加したことにより、医療費が増加したことに伴う補正です。

具体的には、前年度と比較して一般被保険者が118人、退職被保険者が605人増加しており、委員よりこのままでは医療費だけが伸びる一方であり、何か歯どめをかける方法を検討する時期ではないかとの意見が出され、執行部としても関係課との連携を取りながら、効果のある方法を見出したいとのことでありました。

次に、介護保険事業特別会計についてですが、これは居宅介護サービスに対する給付費の増や住宅改修費の増、介護サービス適正実施指導事業という新規事業が主なものになっています。かねてから要望しております住宅改修費のチェック体制の件について、再度確認をしましたが、技術吏員は昨年の災害の関係の業務に追われているため、協議が進んでおらず、引き続き協議を続けていきたいとの回答がありました。

それぞれの議案に対する討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第87号、議案第88号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第87号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第88号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第87号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第87号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに

賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立です。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時45分

議長 ( 村山弘行議員 ) 次に、議案第88号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算 ( 第2号 ) について」討論はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第88号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立です。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時46分

~~~~~

日程第12と日程第13を一括上程

議長 (村山弘行議員) お諮りします。

日程第12、議案第89号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算 (第2号) について」及び日程第13、議案第90号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算 (第2号) について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第12及び日程第13を一括議題とします。

日程第12及び日程第13は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[14番 佐伯修議員 登壇]

14番 (佐伯 修議員) 12月3日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第89号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算 (第2号) について」及び議案第90号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算 (第2号) について」につきましては、12月8日委員全員出席のもと、委員会を開催し、執行部の補足説明を受け、審査いたしましたのでその主な内容と結果をご報告いたします。

それではまず、議案第89号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算 (第2号) につい

て」をご報告いたします。

今回の補正は、収益的支出で、職員の人事異動等に伴う職員給与費の補正、資本的支出において、建設改良費の配水施設費では、収益的支出と同じく職員給与費の補正と浄水施設費で、落合浄水場用地購入費として486万8,000円が計上されております。この落合浄水場用地購入費は、昭和53年度に落合浄水場用地を地権者から購入した際の条件として、将来河川改修等でこの地権者所有の残地が生じた場合は、残地を浄水場用地として市が買収する約束で、今回の御笠川河川改修において、残地が生じることがほぼ確定したことから、その残地約128㎡の土地を購入するものであります。

また、浄水場業務の一部委託について、来年度以降の業者を早目に確定し、業務の円滑な遂行を図るため、平成17年度までの債務負担が計上されております。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第89号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」をご報告いたします。

今回の補正は、収益的収入において職員の人事異動等に伴う職員給与費の変更、平成15年度下水道事業会計決算が認定されたことに伴う平成16年度の一般会計からの繰入金が増加すること、平成16年度国の一般会計繰り出し基準の変更により繰出額を変更するもの、平成16年度の資本費平準化債の借入額と借入利率が確定したことに伴う変更、収益的支出においては、職員給与費の変更と資本費平準化債の確定に伴う支払い利息の減額です。

資本的収入において、宝満川上流下水道補助事業に伴う流域下水道事業債の増額と、資本費平準化債の元金を一般会計から繰り入れるための増額、資本的支出においては、職員給与費の変更と雨水幹線整備を行うための認可変更業務委託料の増額です。

また、芝原雨水幹線実施設計業務委託について、平成17年度までの債務負担行為が補正されております。これは、朱雀一丁目地内の平野商店付近から国道3号線の側道を通して御笠川に流す雨水幹線として、約500mを整備するための設計業務です。

質疑において、芝原雨水幹線整備の工期等について確認いたしましたところ、平成17年度から平成18年度までの2か年を予定しているとのことでした。

本議案についての質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第90号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第89号の委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第90号の委員長の報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第89号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第89号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時53分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第90号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第90号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時54分

~~~~~

日程第14 請願第4号 早期に中学校完全給食の実施を求める請願

議長(村山弘行議員) 日程第14、請願第4号「早期に中学校完全給食の実施を求める請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 本年の3月定例会において当委員会に審査付託され、6月、9月の定例会でも継続審査となっておりました請願第4号「早期に中学校完全給食の実施を求める請願」については、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き審査しましたので、審査内容と

結果を報告いたします。

この請願につきましては、執行部において中学校給食導入についてのアンケート調査が実施され、来年の2月に調査結果がまとまり、3月議会で全議員に説明が行われるとのことから、継続審査が必要との意見が出されました。よって、請願を再度継続審査することについて採決した結果、請願第4号につきましては委員全員一致で継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第4号は継続審査することに決定しました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前10時56分

~~~~~

日程第15 請願第11号 良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第15、請願第11号「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 12月3日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第11号「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」につきましては、12月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

請願第11号では、男女共同参画社会基本法に基づき、市が制定を予定しております条例につ

いて、数点にわたり要望がなされており、また男女共同参画審議会の中間答申の内容についても幾つか触れられております。

委員より、請願の中の「専業主婦を否定しない」や、「憲法で保障された基本的人権を侵害し、法令に抵触違反する恐れが強い条項」といった文言が、国の基本法や審議会の中間答申の何を指しているのかが明確でないため、不採択にすべきではないかとの意見も出されましたが、現在はあくまでも審議会が中間答申に対する市民の意見を集約している段階であり、審議会としての最終答申が市に提出された段階で慎重に審査すべきではないかとの意見が出され、最終的に本請願は継続審査することで採決を行いました。その結果、大多数賛成で請願第11号については継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ただいまの委員長の報告では、継続審査ということでしたが、請願の内容に賛成できない点がありますので、私は請願には反対の立場から継続審査には反対をいたします。

審議会が9月に出された答申、中間取りまとめと照らし合わせまして改めて読みましたけれども、この請願に書かれてあるような男らしさ、女らしさの否定や伝統文化や慣習、家庭の破壊を主張した箇所、専業主婦を否定しているととれる箇所、憲法で保障された基本的人権を侵害し、法令に抵触違反する恐れが強い条項などについて、私の主観ではそういうふうにとれると思われる箇所はないというふうに判断をいたしました。

それと、国においてジェンダーフリーが否定されているとありますが、政府の国会答弁では、ジェンダーという用語はあえて使用しない方がいいと考えている、このように答えているだけで、ジェンダーフリーそのものを否定しているわけではありません。それは、内閣府が発行しております逐条解説男女共同参画社会基本法を見れば明らかにされています。

何よりもまずこの請願に賛成できない一番の理由としては、オンブズパーソンの設置に関する条項の削除を求めている項目が入っていることです。先行して条例で独立した苦情処理機関を設置している自治体を見ますと、人権救済保護に大きな役割を果たしておりますし、憲法や基本法の理念である基本的人権を擁護し、条例を実効あるものにするためにも、私はこのオンブズパーソンの設置は必要であるという考え方をっております。

以上のような理由によりまして、この請願内容には賛成をしかねます。よって、継続審査には反対を表明して、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第11号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、請願第11号は継続審査することに決定しました。

継続審査 賛成17名、反対2名 午前11時01分

~~~~~

日程第16と日程第17を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第16、意見書第8号「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書」及び日程第17、意見書第9号「WTO・FTA交渉に関する意見書」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第16及び日程第17を一括議題とします。

日程第16及び日程第17は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 12月3日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました意見書第8号「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書」及び意見書第9号「WTO・FTA交渉に関する意見書」につきましては、12月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

それではまず、意見書第8号「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書」をご報告いたします。

本意見書は、現在政府で「食料・農業・農村基本計画」の見直しが検討されており、中間論点が整理され報告されておりますが、その中には食糧自給率の向上についての施策が先送りされており、中間論点で出されている課題が食糧自給率の向上にどのように結びつくのか明確に示されていないことから、5項目についての実現を求められているものです。

審査に当たりましては、8月10日に開催された食料・農業・農村政策審議会において、同審議会企画部会で取りまとめられた中間論点が報告されているため、その報告を審査資料として

準備いたしました。委員から、この中間論点を参考に意見書の内容をさらに検討にする必要があることから、継続審査をお願いしたいとの意見がありました。

その他、本意見書に対する意見はなく、継続審査について採決した結果、委員全員一致で意見書第8号は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、意見書第9号「WTO・FTA交渉に関する意見書」をご報告いたします。

本意見書は、アメリカなどの農産物輸出国から要求されている上限関税の設定や高関税品目の大幅引き上げ、関税割り当て数量の大幅拡大などについて反対し、関税については各国が自国の生産資源を最大限活用できる新たな農産物貿易ルールの確立に改めることや、農林水産物の関税撤廃・削減を行わないことなど、5項目についての実現を求められたものです。

審査に当たりましては、農林水産省が発表しているWTO・FTA交渉における我が国の基本的な方針やWTO交渉における大枠合意の概要等を審査資料として準備いたしました。委員から意見書の内容をさらに検討する必要があることから、継続審査をお願いしたいとの意見がありました。

その他、本意見書に対する意見はなく、継続審査について採決した結果、委員全員一致で意見書第9号は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

意見書第8号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、意見書第9号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

意見書第8号「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書」について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第8号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、意見書第8号は継続審査することに決定しました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前11時06分

議長（村山弘行議員） 次に、意見書第9号「WTO・FTA交渉に関する意見書」について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第9号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、意見書第9号は継続審査することに決定しました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前11時07分

~~~~~

日程第18 議員の派遣について

議長（村山弘行議員） 日程第18、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~

日程第19 閉会中の継続調査申し出について

議長（村山弘行議員） 日程第19、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、太宰府市まちづくり総合問題特別委員会、太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において決議されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任するこ

とに決定しました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成16年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成16年太宰府市議会第4回定例会を閉会します。

閉会 午前11時08分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成17年2月22日

太宰府市議会議長 村山弘行

会議録署名議員 中林宗樹

会議録署名議員 門田直樹